

当総務委員会に付託された案件については、7月6日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第40号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

コミュニティ環境整備助成事業について、亀崎地区の夏祭り用備品を購入するとの説明であったが、具体的な内容はどのようなか。とに対し、

亀崎地区コミュニティ推進協議会の夏山車である、朝日車の台輪と、唐子車あさひぐるま だいわ からこしゃの提灯の新調です。とのこと。

当該事業は、申請事務が煩雑なこともあり、申請地区に偏りがあるように思うが、地域の活動を把握している市民協働課として、各地区の申請にかかる支援などを行うべきと思うがどうか。とに対し、

市民協働課として一定のサポートを行うべきだと考えています。今後も、全体のバランスも考えながら、地域に寄り添い支援を行っていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第41号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。